

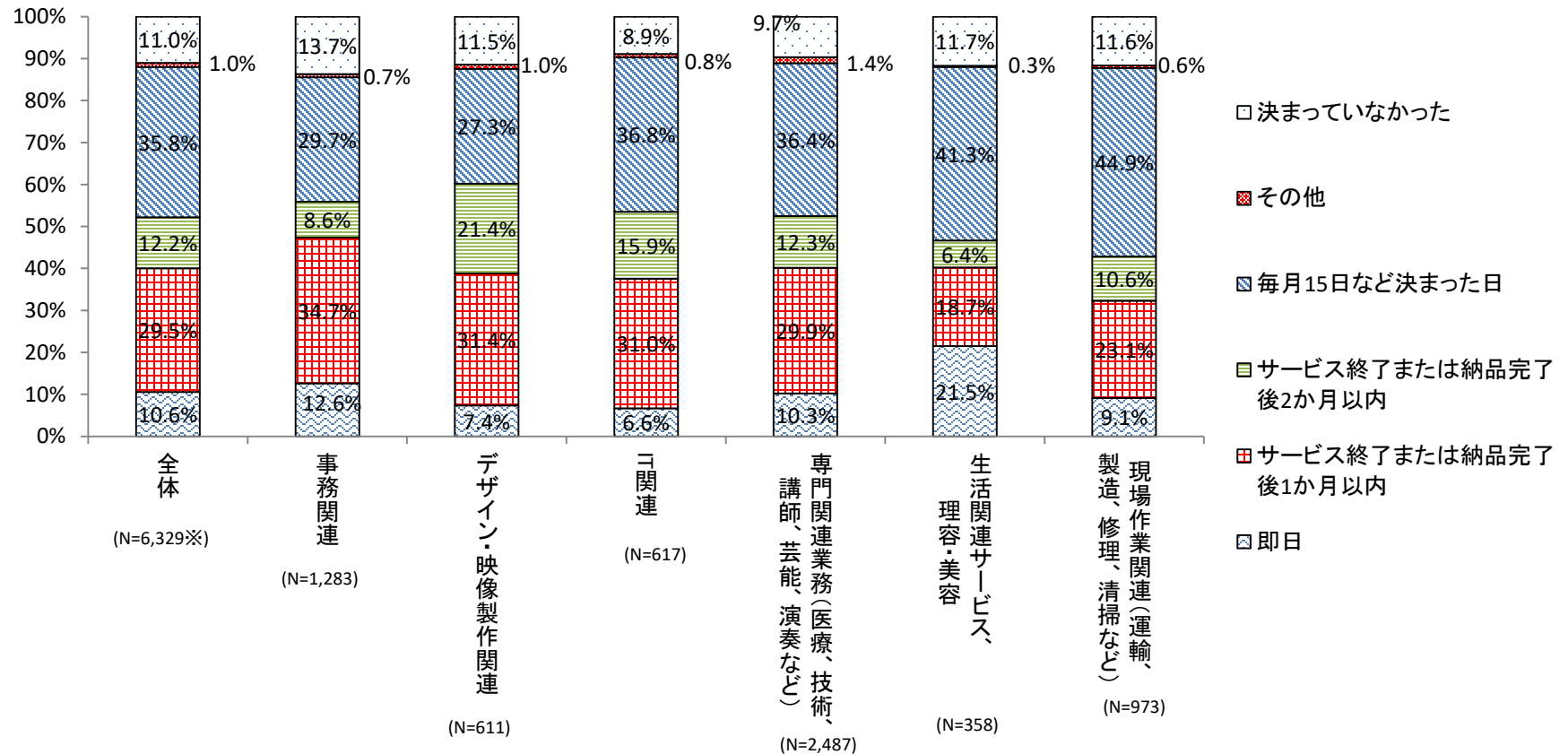
参考資料②

報酬の支払時期

○報酬の支払時期について、全体でみると、「毎月15日など決まった日」との回答が35.8%で最も多く、次いで「サービス終了または納品完了後1か月以内」(29.5%)、「サービス終了または納品完了後2か月以内」(12.2%)の順に回答が多い。

○業種別にみると、全体と比べて、「毎月15日など決まった日」との回答が現場作業関連(44.9%)、生活関連サービス(41.3%)で高くなっている。また、生活関連サービスでは「即日」との回答も21.5%と高い。

報酬の支払時期



※「自営業・フリーランス・個人事業主・クラウドワーカーとしてのお仕事の取引相手」について、「一般消費者と直接取引していた」とのみ回答した者を除く。

*業種の分類は、p5による

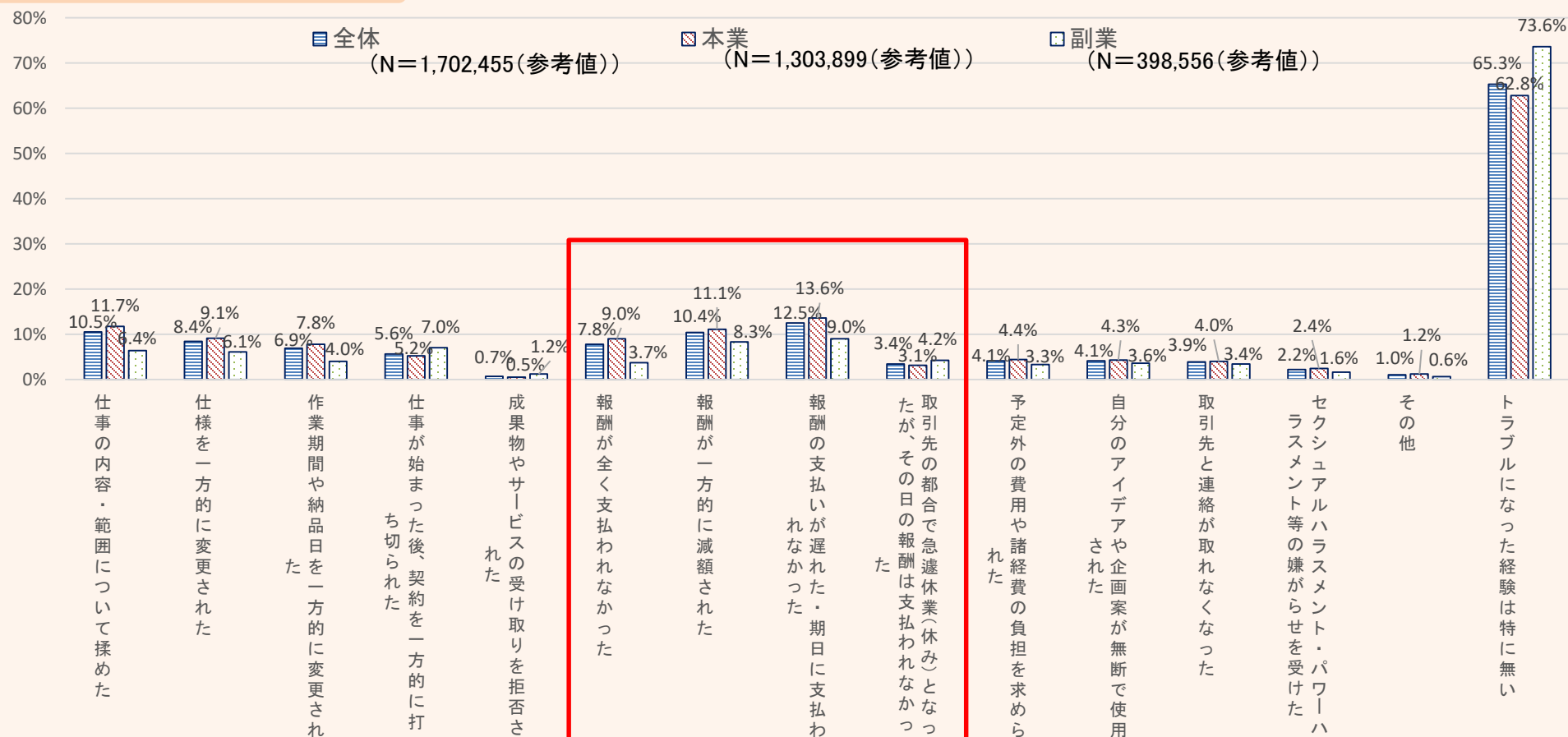
(出所)JILPT「独立自営業者の就業実態と意識に関する調査(ウェブ調査)」(平成29年度)をもとに雇用環境・均等局作成

トラブル①

- 主に「事業者」を直接の取引先とする者の取引先とのトラブルについて、全体、就業形態別ともに、「トラブルになった経験は特に無い」(全体:65.3%／本業:62.8%／副業:73.6%)が最も高い。
- 経験したトラブル(複数回答)の中では、全体、就業形態別ともに、「報酬の支払いが遅れた・期日に支払われなかった」(全体:12.5%／本業:13.6%／副業:9.0%)が最も高い。次いで「全体」と「本業」では、「仕事の内容・範囲について揉めた」(全体:10.5%／本業:11.7%)の割合が高く、「副業」では「報酬が一方的に減額された」(8.3%)の割合が高い。

主に「事業者」を直接の取引先

トラブルになった経験(事柄)(複数回答)

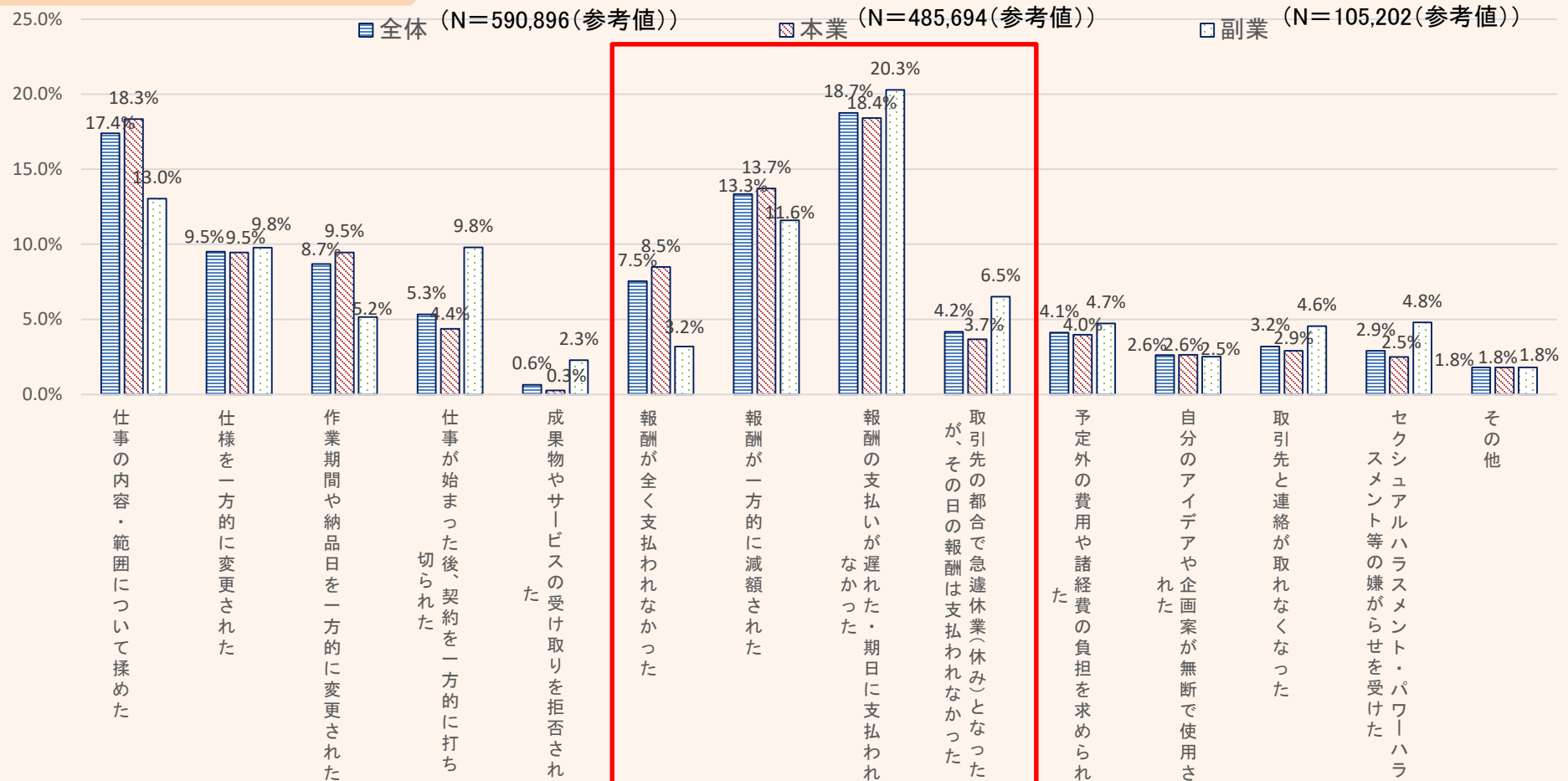


トラブル②

- 主に「事業者」を直接の取引先とする者のうち、トラブルを経験した者が取引先との間で最もよくあったトラブルについて、全体、就業形態別ともに、「報酬の支払いが遅れた・期日に支払われなかった」(全体:18.7%／本業:18.4%／副業:20.3%)が最も高く、次いで、「仕事の内容・範囲について揉めた」(全体:17.4%／本業:18.3%／副業:13.0%)、「報酬が一方的に減額された」(全体:13.3%／本業:13.7%／副業:11.6%)の順に割合が高い。

経験のあったトラブルの中で最もよくあったトラブル(単数回答)

主に「事業者」を直接の取引先



※「トラブル①」で「トラブルになった経験は特に無い」と回答した者を除く。

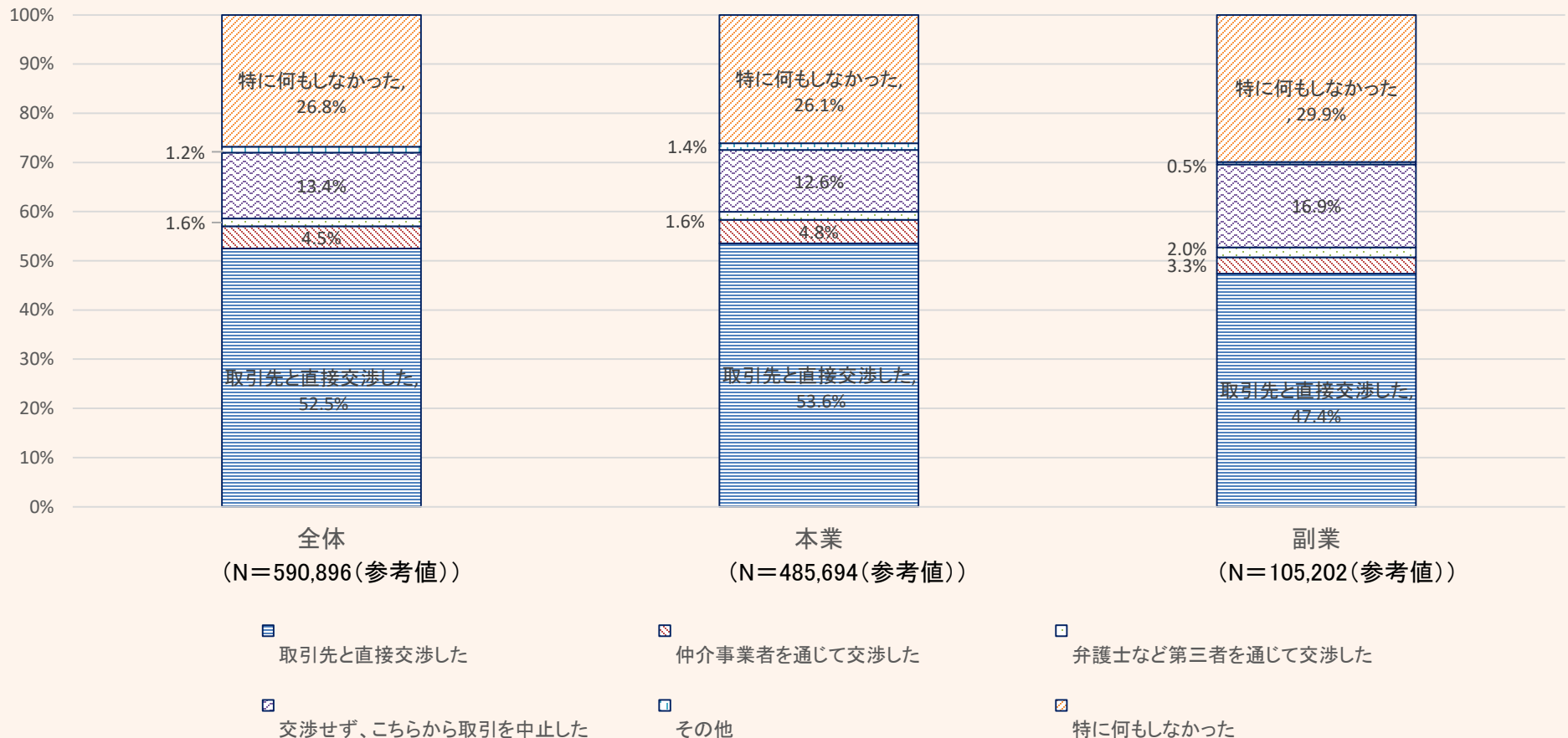
(出所)JILPT「雇用類似の働き方の者に関する調査・試算結果等(速報)」(平成31年)をもとに雇用環境・均等局作成

トラブル③

- 主に「事業者」を直接の取引先とする者の取引先との間のトラブルへの対処法として最も多かったケースについて、全体、就業形態別ともに、「取引先と直接交渉した」(全体:52.5%／本業:53.6%／副業:47.4%)が最も高く、次いで、「特に何もしなかった」(全体:26.8%／本業:26.1%／副業:29.9%)、「交渉せず、こちらから取引を中止した」(全体:13.4%／本業:12.6%／副業:16.9%)の順に割合が高い。

主に「事業者」を直接の取引先

経験のあったトラブルへの対処方法(単数回答)



※「トラブル①」において「トラブルになった経験は特に無い」と回答した者を除く。

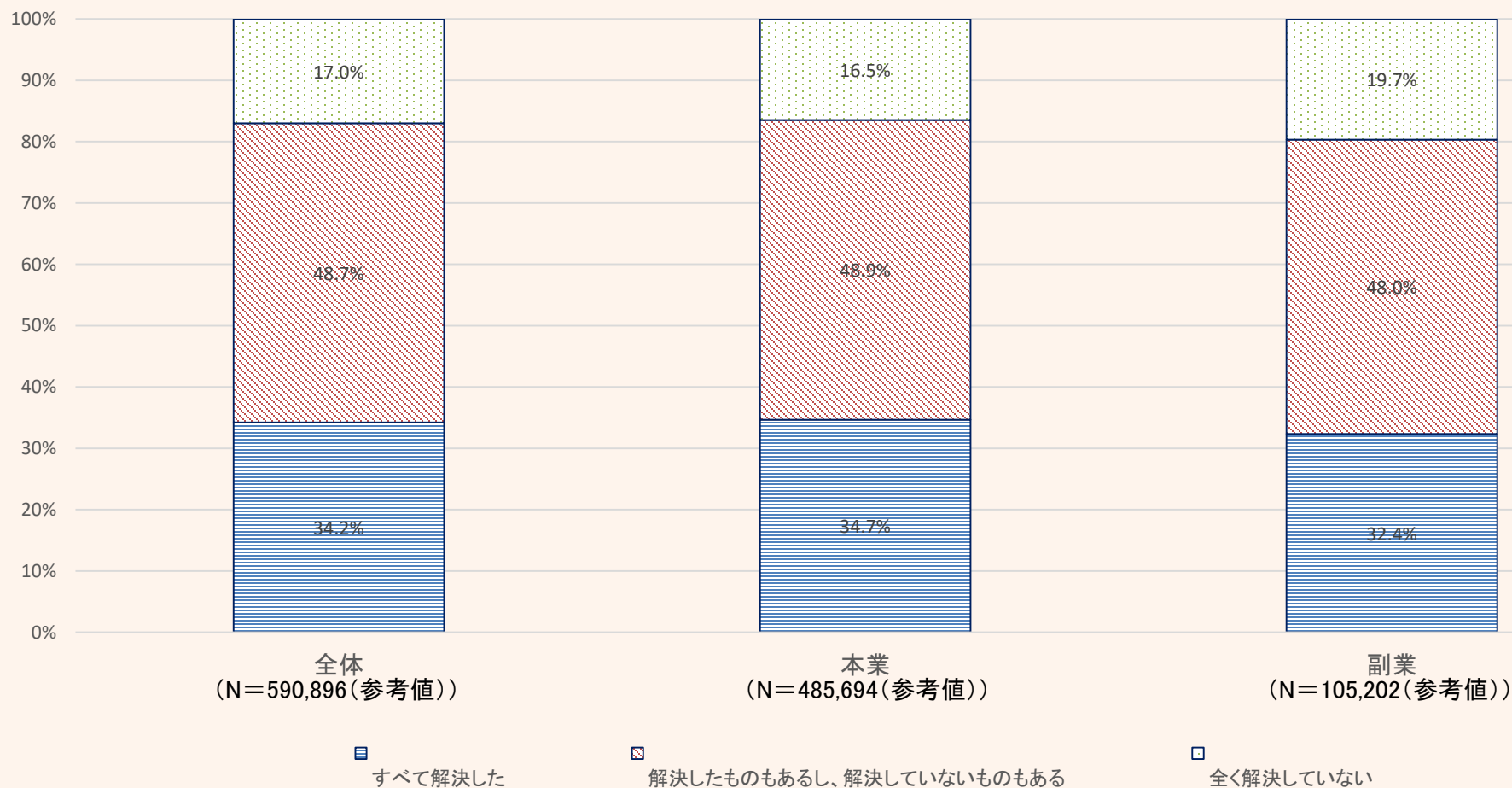
(出所)JILPT「雇用類似の働き方の者に関する調査・試算結果等(速報)」(平成31年)をもとに雇用環境・均等局作成

トラブル④

- 主に「事業者」を直接の取引先とする者について、取引先とのトラブルに対処した結果のそのトラブルの解決状況は、全体、就業形態別ともに、「解決したものもあるし、解決していないものもある」（全体：48.7％／本業：48.9％／副業：48.0％）が約5割。

主に「事業者」を直接の取引先

経験のあったトラブルの解決状況



※「トラブル①」において「トラブルになった経験は特に無い」と回答した者を除く。

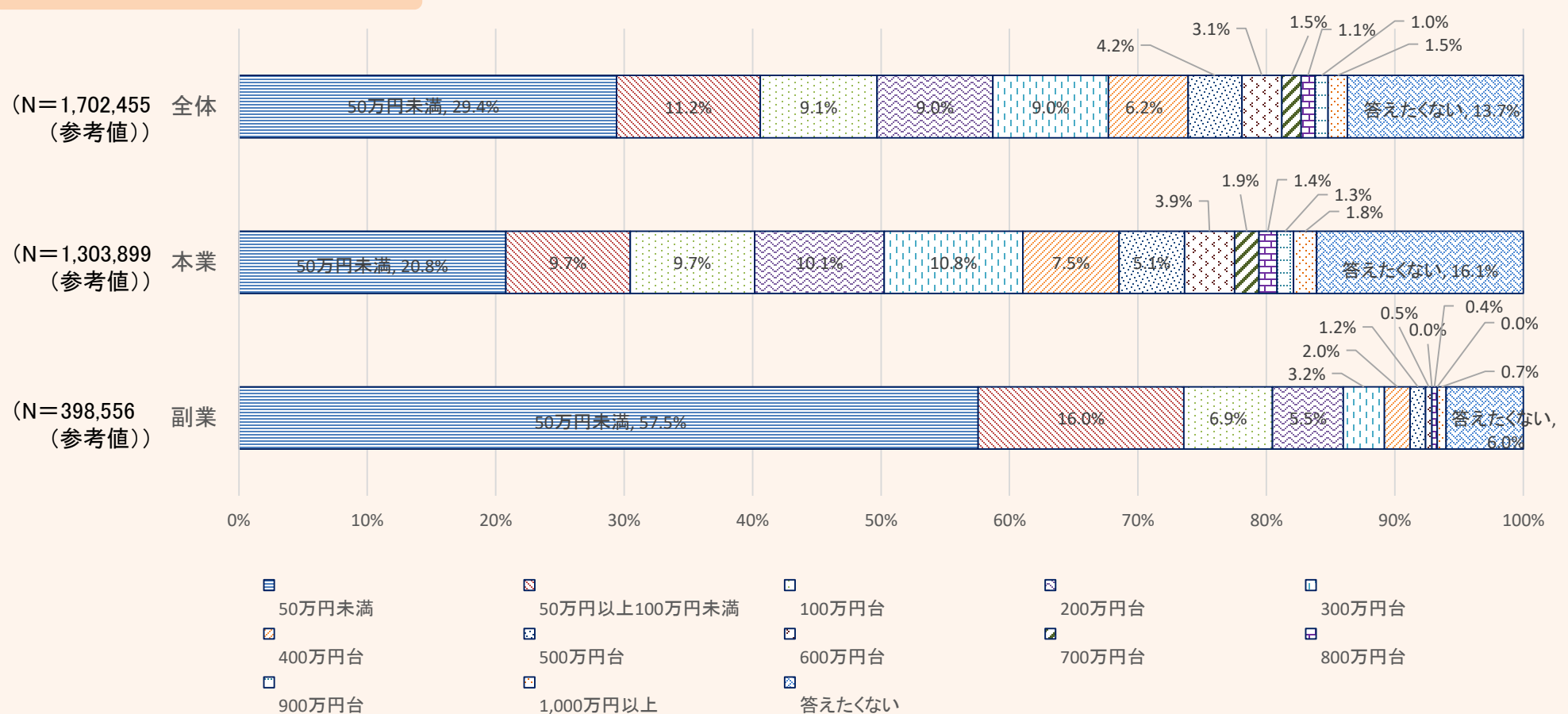
(出所) JILPT「雇用類似の働き方の者に関する調査・試算結果等(速報)」(平成31年)をもとに雇用環境・均等局作成

業務請負等の仕事の平均年収①

- 主に「事業者」を直接の取引先とする者の業務請負等の仕事の平均年収(税込)について、全体でみると、「50万円未満」(29.4%)が最も高く、次いで「答えたくない」(13.7%)、「50万円以上100万円未満」(11.2%)の順に割合が高い。
- 就業形態別にみると、「本業」では「50万円未満」(20.8%)が最も高く、次いで「答えたくない」(16.1%)、「300万円台」(10.8%)の順に割合が高い。一方「副業」では、「50万円未満」(57.5%)が最も高く、6割弱を占めている。

主に「事業者」を直接の取引先

業務請負等の仕事の平均年収(税込)



※ここでの年収は、事業としての収入(売上高)ではなく、必要な経費等を差し引いた、自身の所得になる額(社会保険料を含めた税込みの額面)の概算をいう。

(出所) JILPT「雇用類似の働き方の者に関する調査・試算結果等(速報)」(平成31年)をもとに雇用環境・均等局作成

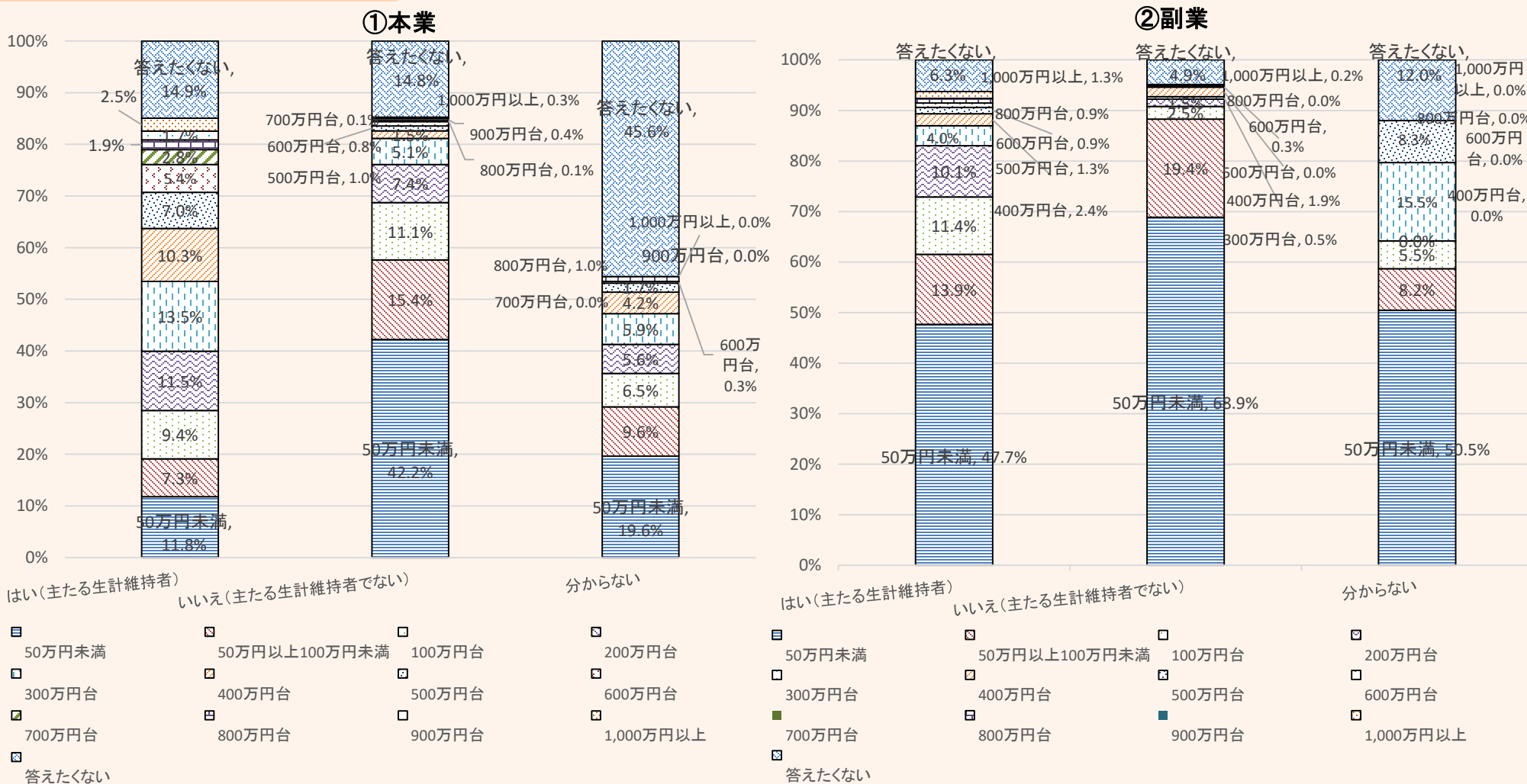
業務請負等の仕事の平均年収②

○「本業」でみると、主たる生計維持者である者の業務請負等の仕事の平均年収(税込)は、「答えたくない」を除くと、「300万円台」(13.5%)が最も高く、次いで「50万円未満」(11.8%)、「200万円台」(11.5%)の順に割合が高い。一方、主たる生計維持者でない者については、「50万円未満」(42.2%)が最も高くなっている。

○「副業」でみると、いずれも「50万円未満」が最も高くなっている。

主に「事業者」を直接の取引先

業務請負等の仕事の平均年収×主たる生計維持者か



※ここでの年収は、事業としての収入(売上高)ではなく、必要な経費等を差し引いた、自身の所得になる額(社会保険料を含めた税込みの額面)の概算をいう。

※「主たる生計維持者」とは、主に世帯の生計を担っている者、世帯の中でもっとも所得が高い者をいう。

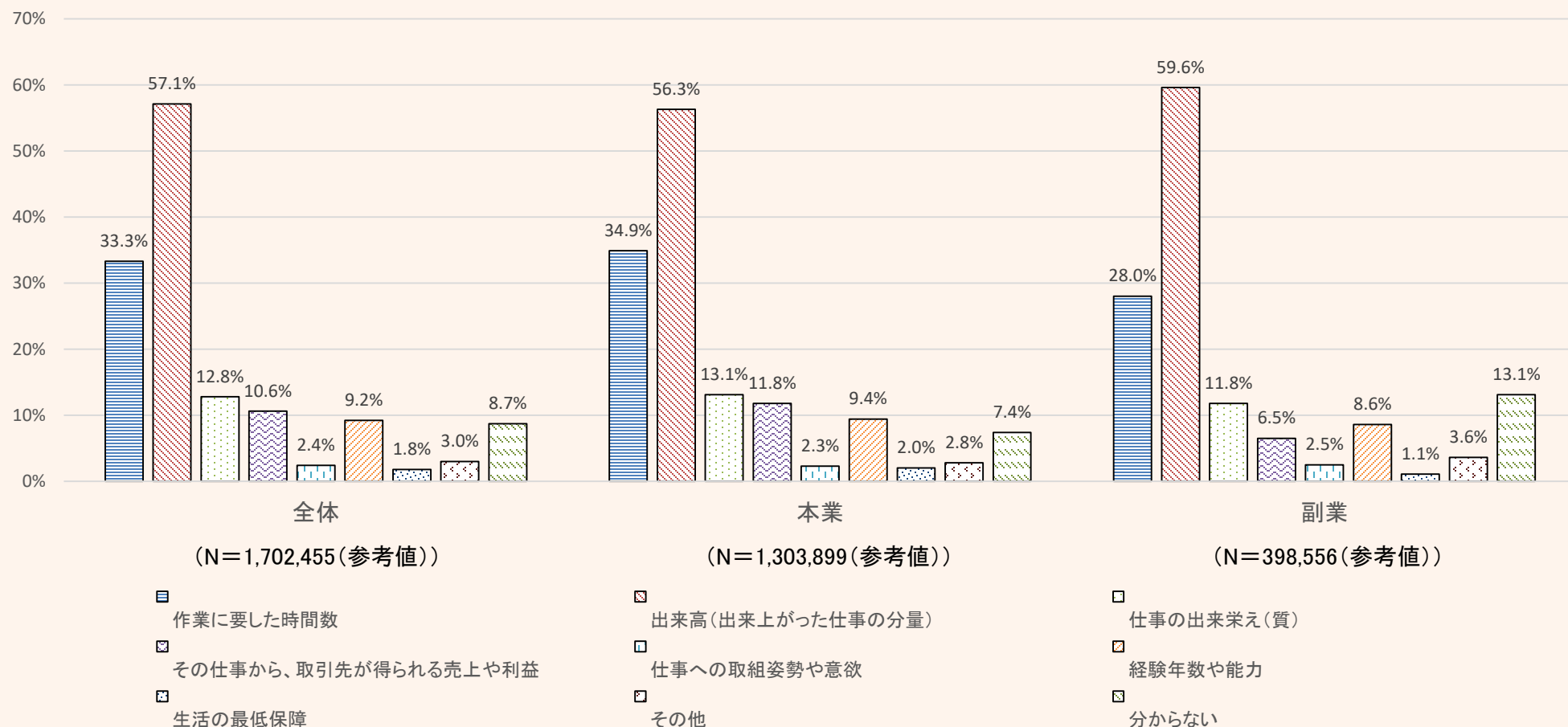
(出所)JILPT「雇用類似の働き方に関する調査・試算結果等(速報)」(平成31年)をもとに雇用環境・均等局作成

報酬額の算定基礎①

○ 報酬の算定基礎(複数回答)について、全体、就業形態別ともに、「出来高(出来上がった仕事の分量)」(全体: 57.1%／本業: 56.3%／副業: 59.6%)が最も高く、次いで、「作業に要した時間数」(全体: 33.3%／本業: 34.9%／副業: 28.0%)の割合が高い。

報酬額の算定基礎(複数回答)

主に「事業者」を直接の取引先

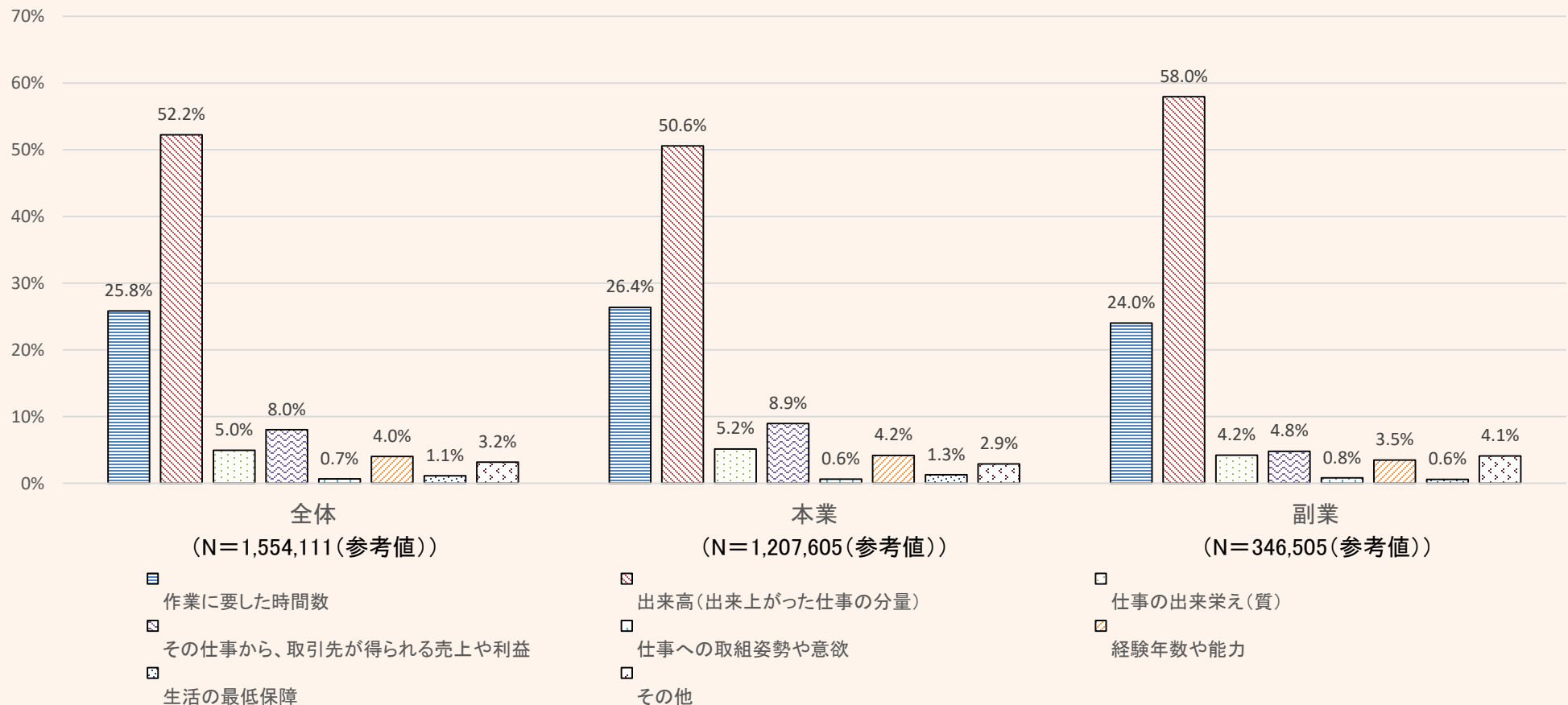


報酬額の算定基礎②

○報酬額の算定基礎の中で最も比重の大きい算定基礎について、全体、就業形態別ともに、「出来高(出来上がった仕事の分量)」(全体:52.2%／本業:50.6%／副業:58.0%)が最も高く、次いで、「作業に要した時間数」(全体:25.8%／本業:26.4%／副業:24.0%)の割合が高い。

報酬額の算定基礎の中で最も比重の大きい算定基礎(単数回答)

主に「事業者」を直接の取引先



※「報酬額の算定基礎①」において「分からない」と回答した者を除く。

(出所)JILPT「雇用類似の働き方の者に関する調査・試算結果等(速報)」(平成31年)をもとに雇用環境・均等局作成

現行制度

最低報酬に関する現行制度

1. 労働者に適用される主な法令等

内容	法令等	履行確保
【最低賃金額】 最低賃金額は、時間によって定めるものとする。	最低賃金法第3条	—
【最低賃金の効力】 ・使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。 ・最低賃金の適用を受ける労働者と使用者との間の労働契約で、最低賃金額に達しない賃金を定めるものは、その部分については無効とする。この場合において、無効となった部分は、最低賃金と同様の定めをしたものとみなす。	最低賃金法第4条	監督指導／ 罰則

2. 雇用関係によらない働き方の者に適用される主な法令等

内容	法令等	履行確保
≪家内労働法≫		
【最低工賃】 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の地域内で、一定の業務に従事する工賃の低廉な家内労働者の労働条件の改善を図るため必要があると認めるときは、審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて、当該業務に従事する家内労働者及びこれに委託をする委託者に適用される最低工賃を決定することができる。	家内労働法第8条	—

内容	法令等	履行確保
・最低工賃は、当該最低工賃に係る一定の地域と同一の地域内において同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金との均衡を考慮して定められなければならない。 ・最低工賃額は、物品の一定の単位によって定める。	家内労働法第13条	—
【最低工賃の効力、最低工賃に関する規定の効力】 ・委託者は、最低工賃の適用を受ける家内労働者に対し、その最低工賃額以上の工賃を支払わなければならない。 ・これに違反する工賃の支払を定める委託に関する契約は、その部分については無効とする。この場合において、無効となった部分は、この規定に定める基準による。	家内労働法第14条、第16条	監督指導／罰則
«自営型テレワークガイドライン»		
【契約条件明示に当たって留意すべき事項】 ・報酬額については、同一又は類似の仕事をする自営型テレワーカーの報酬、注文した仕事の難易度、納期の長短、自営型テレワーカーの能力等を考慮することにより、自営型テレワーカーの適正な利益の確保が可能となるように決定すること。 ・なお、自営型テレワークに係る報酬は、一律に時間給又は日給に換算し得るものではないため、自営型テレワーカーの報酬と雇用労働者の賃金を厳密に比較することは困難であるが、注文者が標準的な自営型テレワーカーの時間当たりの作業量から想定される時間当たり報酬額を勘案した上で、最低賃金を1つの参考として自営型テレワーカーの報酬を決定することも考えられる。自営型テレワーカーが下請や孫請けとなっている等、重層的な契約となっている場合でも、同様である。	自営型テレワークガイドライン	—

支払確保等に関する現行制度

1. 労働者に適用される主な法令等

内容	法令等	履行確保
《労働基準法》		
【賃金の支払】 ・賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない。ただし、法令に別段の定めがある場合等は、通貨以外のもので、また、賃金の一部を控除して支払うことができる。 ・賃金は、毎月1回以上、一定の期日を定めて支払わなければならない。ただし、臨時に支払われる賃金、賞与その他これに準ずる賃金については、この限りでない。	労働基準法第24条	監督指導／ 罰則
【非常時払】 使用者は、労働者が出産、疾病、災害その他非常の場合の費用に充てるために請求する場合は、支払期日前であっても、既往の労働に対する賃金を支払わなければならない。	労働基準法第25条	監督指導／ 罰則
【休業手当】 使用者の責に帰すべき事由による休業の場合においては、使用者は、休業期間中、当該労働者にその平均賃金の100分の60以上の手当を支払わなければならない。	労働基準法第26条	監督指導／ 罰則
【出来高払制の保障給】 出来高払制その他の請負制で使用する労働者については、使用者は、労働時間に応じ一定額の賃金の保障をしなければならない。	労働基準法第27条	監督指導／ 罰則

内容	法令等	履行確保
【法律違反の契約】 この法律で定める基準に達しない労働条件を定める労働契約は、その部分については無効とする。この場合において、無効となった部分は、この法律で定める規定による。	労働基準法第13条	—
«賃金の支払の確保等に関する法律»		
【退職労働者の賃金に係る遅延利息】 事業主は、その事業を退職した労働者に係る賃金（退職手当を除く。）の全部又は一部をその退職の日までに支払わなかった場合には、当該労働者に対し、当該退職の日の翌日からその支払をする日までの期間について、その日数に応じ、当該退職の日の経過後まだ支払われていない賃金の額に年14.6%を乗じて得た金額を遅延利息として支払わなければならない。	賃金の支払の確保等に関する法律第6条	—
【未払賃金の立替払】 政府は、労働者災害補償保険の適用事業の事業主が破産手続開始の決定を受けた場合等において、当該事業に従事する労働者で政令で定める期間（※1）内に退職したものに係る未払賃金があるときは、当該労働者の請求に基づき、未払賃金に係る債務のうち政令で定める範囲内（※2）のものを当該事業主に代わって弁済するものとする。 ※1 最初の破産手続開始等の申立てがあった日等の6月前の日から2年間 ※2 未払賃金総額の100分の80に相当する額に対応する部分等の債務	賃金の支払の確保等に関する法律第7条	—

内容	法令等（※１）	履行確保
＜労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律＞		
【職務の内容等を勘案した賃金の決定】 派遣元事業主は、派遣先に雇用される通常の労働者との均衡を考慮しつつ、その雇用する派遣労働者（職務の内容と職務の内容及び配置の変更の範囲が派遣先に雇用される通常の労働者と同一の派遣労働者等を除く。）の職務の内容、職務の成果等を勘案し、その賃金（通勤手当等を除く。）を決定するように努めなければならない。	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の5	（努力義務）
【待遇に関する事項等の説明】 派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者から求めがあったときは、上記の規定により措置を講ずべきこととされている事項等に関する決定をするに当たって考慮した事項等を説明しなければならない。	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第31条の2第4項	助言、指導、改善命令等
＜短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律＞（※２）		
【賃金】 事業主は、通常の労働者との均衡を考慮しつつ、その雇用する短時間・有期雇用労働者（通常の労働者と同視すべき短時間・有期雇用労働者を除く。）の職務の内容、職務の成果等を勘案し、その賃金（通勤手当等を除く。）を決定するように努めるものとする。	短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律第10条	（努力義務）
【事業主が講ずる措置の内容等の説明】 事業主は、その雇用する短時間・有期雇用労働者から求めがあったときは、上記の規定により措置を講ずべきこととされている事項等に関する決定をするに当たって考慮した事項等について説明しなければならない。	短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律第14条第2項	助言、指導等

※１ 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）による改正後の規定

※２ 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）により改称

2. 雇用関係によらない働き方の者に適用される主な法令等

内容	法令等	履行確保
「家内労働法」		
【工賃の支払、工賃に関する規定の効力】 ・工賃は、厚生労働省令で定める場合（※）を除き、家内労働者に、通貨でその全額を支払わなければならない。 ※家内労働者の同意を得て、銀行預金に振り込む場合等 ・工賃は、委託者が製造又は加工等に係る物品についての検査をするかどうかを問わず、委託者が当該物品を受領した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、毎月一定期日を工賃締切日として定める場合は、この限りでない。 この場合、当該工賃締切日までに受領した当該物品に係る工賃を、その日から1月以内に支払わなければならない。 ・これらに違反する契約は、その部分については無効とする。この場合、無効となった部分は、これらの規定に定める基準による。	家内労働法第6条、第16条	監督指導／罰則
「自営型テレワークガイドライン」		
【契約条件明示に当たって留意すべき事項】 ・報酬の支払期日については、注文者が成果物についての検査をするかどうかを問わず、注文者が成果物を受け取った日又は役務の提供を受けた日から起算して30日以内とし、長くても60日以内とすること。	自営型テレワークガイドライン	—

内容	法令等	履行確保
【報酬の支払】 ・ 請負契約における成果物に瑕疵があっても、当該瑕疵の補修がなされた場合には、注文者は報酬を支払う必要があること。 発注者が注文者である仲介事業者は報酬を支払わない場合でも、自営型テレワーカーが瑕疵のない成果物を納品し、又は役務を提供した場合には、仲介事業者は、報酬を支払うこと。	自営型テレワークガイドライン	—
＜＜経済法＞＞		
【相手方に不利益となる取引条件の設定等】 優越的地位を利用して、正常な商慣習に照らして、不当に、取引の相手方からの取引に係る商品の受領を拒み、取引の相手方に対して取引の対価の支払を遅らせ、若しくはその額を減じ、その他取引の相手方に不利益となるように取引の条件を設定し、若しくは変更し、又は取引を実施してはならない。	独占禁止法第19条（第2条第9項第5号）	排除措置命令、課徴金等
【下請代金の支払期日】 ・ 支払期日は、親事業者が給付内容について検査をするかどうかを問わず、親事業者が給付を受領した日（役務提供委託の場合は役務の提供をした日）から起算して、60日の期間内、かつ、できる限り短い期間内において定められなければならない。 ・ 支払期日が定められないときは親事業者が給付を受領した日が、規定に違反して支払期日が定められたときは親事業者が給付を受領した日から起算して60日を経過した日の前日が、支払期日と定められたものとみなす。	下請代金支払遅延等防止法第2条の2	—

内容	法令等	履行確保
【親事業者の遵守事項】 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合、以下の行為を行ってはならない。 ・下請事業者の責に帰すべき理由なく、給付の受領を拒むこと ・下請代金をその支払期日の経過後なお支払わないこと ・下請事業者の責に帰すべき理由なく、下請代金を減ずること ・下請事業者の給付内容と同種又は類似の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金を不当に定めること 等	下請代金支払遅延等防止法第4条第1項	勧告
親事業者は、以下の行為をすることで、下請事業者の利益を不当に害してはならない。 ・自己に対する給付に必要な原材料等を自己から購入させた場合に、下請事業者の責めに帰すべき理由なく、当該原材料等を用いる給付に対する下請代金の支払期日より早い時期に、支払うべき下請代金から当該原材料等の対価の全部若しくは一部を控除し、又は当該原材料等の対価の全部若しくは一部を支払わせること ・下請代金の支払について、当該下請代金の支払期日までに一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付すること 等	下請代金支払遅延等防止法第4条第2項	勧告
【遅延利息】 親事業者は、支払期日までに下請代金を支払わなかったときは、給付を受領した日（役務提供委託の場合は役務の提供をした日）から起算して60日を経過した日から支払う日までの期間について、その日数に応じ、当該未払金額に年14.6%を乗じて得た金額を遅延利息として支払わなければならない。	下請代金支払遅延等防止法第4条の2	—

内容	法令等	履行確保
≪民法≫		
【請負】 （報酬の支払時期） 報酬は、仕事の目的物の引渡しと同時に支払わなければならない。 （注文者が受ける利益の割合に応じた報酬） 以下の場合、請負人は既にした仕事のうち可分な部分の給付により注文者が利益を受けるときは、その部分を仕事の完成とみなし、注文者が受ける利益の割合に応じて報酬を請求することができる。 ①注文者の責めに帰することができない事由によって仕事を完成することができなくなったとき ②請負が仕事の完成前に解除されたとき	民法第633条、第634条 ※第634条については、民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）による改正後の規定	—
【委任（準委任）】 （受任者の報酬） ・受任者は、特約がなければ、委任者に対して報酬を請求することができない。 ・受任者は報酬を受けるべき場合、委任事務（準委任事務）を履行した後でなければ、これを請求することができない。 ・以下の場合、受任者は、既にした履行の割合に応じて報酬を請求することができる。 ①委任者の責めに帰することができない事由によって委任事務（準委任事務）の履行をすることができなくなったとき ②委任（準委任）が履行の途中で終了したとき	民法第648条、第656条 ※民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）による改正後の規定	—

内容	法令等	履行確保
【委任（準委任）】 （成果等に対する報酬） ・ 委任事務（準委任事務）の履行により得られる成果に対して報酬を支払うことを約した場合、その成果が引渡しを要するときは、報酬は、その成果の引渡しと同時に、支払わなければならない。 ・ 注文者が受ける利益の割合に応じた報酬（請負／第634条）の規定は、委任事務（準委任事務）の履行により得られる成果に対して報酬を支払うことを約した場合について準用する。	民法第648条の2、第656条 ※第648条の2については、民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）による改正後の規定	—
【債務者の危険負担等】 ・ 当事者双方の責めに帰することができない事由によって債務を履行することができなくなったときは、債権者は、反対給付の履行を拒むことができる。 ・ 債権者の責めに帰すべき事由によって債務を履行することができなくなったときは、債権者は、反対給付の履行を拒むことができない。この場合、債務者は、自己の債務を免れたことによって利益を得たときは、これを債権者に償還しなければならない。	民法第536条 ※民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）による改正後の規定	—